

いい 未来
11月30日は「年金の日」

■年金加入状況の確認を！

ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？
「ねんきんネット」の利用で、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定したうえで、年金受給見込額の試算もできます。
※詳細は、日本年金機構ホームページでご確認ください。



■納付した国民年金保険料は確定申告や年末調整時に社会保険料控除の対象となります！

令和5年1月から12月までに納付した国民年金保険料を社会保険料控除の対象とするためには、納付したことを証明する書類【領収証書や社会保険料(国民年金保険料)控除証明書】の添付が必要です。
また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者や子などが負担すべき保険料を代わりに納付している場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は日本年金機構からつぎの時期に郵送されます。

納付時期	郵送時期
令和5年01月01日～10月02日	令和5年10月下旬から11月上旬
令和5年10月03日～12月31日に今年はじめて納付	令和6年2月上旬

※再発行などのお問い合わせは、日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル(☎0570(003)004)へ。
問合せ 保険年金課☎(43)1111 内線146・FAX(43)1125、春日部年金事務所☎048(737)7112

埼玉県思いやり駐車場

障がいのある人や要介護状態の人、妊産婦など、歩行が困難と認められる人に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

申請場所 社会福祉課(天神島1030-1)
☎(42)8435・FAX(43)5600

○交付対象者、申請方法、区画のある施設は県ホームページでご確認ください。
▲県ホームページ



利用証(3種類) (駐車時にルームミラーに掲示)



車椅子使用者用
その他障がい者、要介護者など用
妊産婦、けが人用

利用できる駐車区画(イメージ)



問合せ 県福祉政策課☎048(830)3223・FAX048(830)4801

「たすけてと 言えない気持ち 気づこうよ」

令和4年度いじめ防止標語最優秀賞作品

■幸手市いじめ防止強化期間 ~11月1日(水)から15日(水)まで~

いじめ問題の根絶に集中的に取り組むため、市内全小・中学校において、いじめ防止について高い意識を持ち、理解を深めていきます。「いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である」と理解し、いじめ防止・根絶を目指します。
幸手市教育委員会は、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという高い危機意識を持って、今後も各学校への指導を充実してまいります。



■いじめ相談窓口

いじめられた子どもには心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されません。いじめを受けたり、いじめに気が付いたら一人で悩まず相談・通報してください。

相談窓口など	連絡先	受付時間
■よい子の電話教育相談(埼玉県立総合教育センター)	18歳以下の子ども用(無料) ☎#7300・☎0120(86)3192 保護者用☎048(556)0874 ✉soudan@spec.ed.jp	毎日24時間(年中無休) ※メールによる相談の返信は、平日の午前9時~午後5時に行っています。
■埼玉県警察少年サポートセンター	子ども用☎048(861)1152 保護者など用☎048(865)4152	平日午前8時30分~午後5時15分 ※土曜、日曜、祝日、年末年始除く。
■子どもスマイルネット	☎048(822)7007	毎日午前10時30分~午後6時 ※祝日、年末年始除く。
■社会福祉法人埼玉いのちの電話	☎048(645)4343	毎日24時間(年中無休)
■特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン	18歳以下の子ども用(無料) ☎0120(99)7777	毎日午後4時~9時(年中無休)
■埼玉県こころの電話(埼玉県立精神保健福祉センター)	☎048(723)1447	平日午前9時~午後5時 ※土曜、日曜、祝日、年末年始除く。
■子どもの人権110番(さいたま地方法務局)	☎0120(007)110	平日午前8時30分~午後5時15分 ※土曜、日曜、祝日、年末年始除く。

■いじめ通報窓口(埼玉県教育委員会)

小・中・高校生の「いじめ」に関する通報は、右記QRコードから。
※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。
※通報された情報は学校に提供します。学校は送信者がわからないように調査・対応します。



※いじめに関する通報QRコード。

■幸手市道徳週間 ~11月1日(水)から19日(日)まで~

市教育委員会では、平成29年度、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の道徳性を高めるため、幸手市小・中学校道徳週間を定めました。
市内全小・中学校では、講師を招き、児童生徒向けの講演会などを実施し、道徳教育の充実を図っています。
各家庭では、児童生徒が授業の中で学んだことを家庭で話題にしたり、道徳科の教科書や、市の教材「幸手市郷土資料 道徳のまちさって」、県の教材「彩の国の道徳 未来に生きる」、「家庭用 彩の国の道徳」など道徳教材を親子で一緒に読んだりして、ぜひ、この機会に「道徳」について考えてみてください。



道徳週間ロゴ



郷土資料

問合せ いじめ防止強化期間・道徳週間 学校教育課☎(43)1111 内線632
いじめ相談窓口 埼玉県県民生活部青少年課☎048(830)2907